

「日本カトリック学校としての自己点検評価基準」

- 一 教区長から、カトリック学校として認められている。
- 二 教区長との連絡が適宜行われ、小教区との相互協力も行われている。
- 三 学校法人の理事会(理事長・理事・監事)および評議員会の構成が、カトリック学校として適切であり、その運営が、カトリックの教育理念に基づいて行われている。
- 四 寄附行為、学則、就業規則、学校要覧等に、学校がキリスト教精神に基づいて運営されることが明記されている。
- 五 学長・校長・園長が、カトリック学校の理念と精神を保ち、それを実現するためのリーダーシップを発揮できる人である。
- 六 教職員が、キリスト教の人間観に基づいて一人ひとりを尊重し、人間の全領域にわたる教育を行う。
- 七 すべての教育活動が、キリスト教精神に基づいて行われている。

(1997年2月 日本カトリック司教協議会 承認 / 2013年2月 司教総会で改訂を承認)